20川情個第71号 平成21年3月19日

川崎市長 阿部孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会 会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて(答申)

平成20年4月28日付け20川総人第197号で諮問のありました、公文書開示 請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った文書不存在を理由とする拒否処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成20年2月25日付けで、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長(以下「実施機関」という。)に対し、「保育士だった私に対して、健康福祉局の管理職約30人を動員して平成18年4月11日夕刻企画課の私の机・本箱・書類等を盲人図書館の地下室に暴力的行為をもって放り込んだ物をまだ、未解決の状況下(裁判決着)にあって、片付けなければ処分をすると脅かし続け、常軌を逸した対応をするので、物件を購入し搬出すると申し出たところ、持ち出し禁止としました。にもかかわらず、人事課長は事実を調査せず、鵜呑みにして、平成19年11月28日付けで戒告処分を出しました。本市では、職務命令違反で処分は、初めてであり異常事態です。非組合のために、支援も無く1人で正常化に向けて孤軍奮闘中。屈辱に耐える日々です。公的な場での非道は、容認できません。従って、市職員懲戒等審査会が開催されたのか疑義を感じますので、本件に関する審議がされた関係書類の開示を求めます。」として、公文書の写しの交付を求める開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

実施機関は、本件請求に対し、一般職職員の懲戒に関しては、地方公務員法(昭和25年法律第261号。)が適用されるので、地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号。以下「自治法施行規程」という。)に基づく川崎市職員懲戒審査委員会規則(昭和22年川崎市規則第2号。以下「審査委員会規則」という。)は適用されないとして、平成20年3月10日付けで文書不存在による開示請求拒否処分を行った。

異議申立人は、平成20年4月8日付けで、「人権侵害を重ねた上に不当な処分まで行い考えられない事態である」として、拒否処分の取消しを求めて異議申立てを行った。(当審査会諮問第221号事件)

3 異議申立人の主張要旨

平成20年7月23日付け意見書及び平成21年1月19日実施の口頭意見陳述 聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 懲戒処分に関しては任命権者の裁量による部分があるとしても、その裁量は無限に付与されたものではなく、規則として設置されている職員懲戒審査委員会において、客観的に審議して一定の方向が決められるはずである。職員懲戒審査委員会という法的な仕組みがある以上、審査会において、何らかの書類があるものと考え開示請求を行った。
- (2) 地方公務員法では分限、懲戒に関する条文が設けられ、その執行に当たって は公正でなければならないと明記されている。他都市では、一般職職員を対象と して分限、懲戒に関する審査会を設置している自治体もあり、効率的な運用をし ているケースが多く見られる。

(3) 人事課は職員懲戒審査委員会は一般職の職員は対象にならないと言っているが、それは解釈を誤っている。

4 実施機関の主張要旨

平成20年6月16日付け処分理由説明書及び同年12月12日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1)本件請求にある市職員懲戒等審査会は、自治法施行規程を根拠とする審査委員会規則において懲戒に関する事項を審査するために設置する川崎市懲戒審査委員会(以下「審査委員会」という。)のことをいう。なお、上記の審査委員会以外に、何らかの合議体における審議を含む意図を持って開示請求が行われたかどうかという点については、本件請求が行われた際に異議申立人に対し聴取を行い、市の規則に基づく委員会を指すということを確認している。
- (2) 審査委員会は、地方公務員法第3条で定める一般職職員以外の職員が対象であり、 一般職職員の懲戒に関する事項については開催されない。これは、一般職職員の懲 戒等に関しては地方公務員法の規定によることになるからである。
- (3) 本件請求にある懲戒処分は一般職職員に対して行われたものであるから、上記の 理由により審査委員会は開催されていない。したがって、開示対象公文書となる審 査委員会で「審議がされた関係書類」は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 異議申立人は、実施機関の異議申立人に対する平成19年11月28日付け戒告処分(以下「本件懲戒処分」という。)に関し、市職員懲戒等審査会の「審議がされた関係書類」の開示を求めた。

これに対し、実施機関は、異議申立人のいう市職員懲戒等審査会とは、審査委員会のことをいうところ、一般職職員である異議申立人に対して行われた本件懲戒処分に関し、審査委員会が開催された事実はなく、したがって、審査委員会で「審議がされた関係書類」は存在しないとして、本件請求に対し拒否処分を行った。

そこで、本件懲戒処分に関し、本件請求の対象となる文書が存在するか否かを 検討する。

(2) 異議申立人のいう市職員懲戒等審査会とは、自治法施行規程を根拠とする審査 委員会規則において懲戒に関する事項を審査するために設置する審査委員会のこ とをいう。

ところで、地方自治法(昭和22年法律第67号。)附則第9条は、「この法律に定めるものを除くほか、地方公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。」とし、地方公共団体の長の補助機関である職員等の懲戒等に関して経過規定を置いている。

しかし、既に同法附則第9条にいう「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律」として地方公務員法(昭和25年法律第261号。)が制定施行されており、一般職職員の懲戒等については、同法による。

したがって、審査委員会は、一般職職員以外の職員の懲戒等については開催されるとしても、一般職職員の懲戒等については開催されない。

(3) これを本件についてみると、異議申立人は一般職職員であることから、同人 に対する本件懲戒処分に関し、審査委員会は開催されない。また、本件懲戒処分 に関し、審査委員会が開催されたことをうかがわせる事情も存在しない。

したがって、本件懲戒処分に関し、審査委員会が開催されていない以上、同委員会で「審議がされた関係書類」も存在しない。

よって、本件開示請求の対象となる文書が不存在であることを理由に実施機関が行った拒否処分の判断は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委員鈴木庸夫委員高岡香員安富養員葭葉裕子